

「再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書」特記仕様書

1. 再生資源利用計画書の作成等について

- (1) 受注者は、工事を施工する場合において予め再生資源利用計画を作成し提出するものとする。
- (2) 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (イ) 土砂・砕石・加熱アスファルト混合物の各資材ごとの利用量
 - (ロ) 前記（イ）の利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
 - (ハ) 前記（ロ）に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項
- (3) 受注者は、再生資源利用計画の実施状況を記録し、その実施記録を監督員に提出するものとする。

2. 再生資源利用促進計画書の作成について

- (1) 受注者は、工事を施工する場合において予め再生資源利用促進計画を作成し、提出するものとする。
- (2) 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (イ) 指定副産物の種類ごとの搬出量
 - (ロ) 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場への搬出量
 - (ハ) 前記（ロ）に掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項
- (3) 受注者は、再生資源利用促進計画の実施状況を記録し、その実施記録を監督員に提出するものとする。

3. 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記載する様式については、建設副産物対策近畿地方連絡協議会が発行する再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書を使用するものとする。

4. 作成した再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書は2部作成し、1部は自社で工事完成後1年間保管、1部は監督員に提出するものとする。

建設残土処理特記仕様書

1. 受注者は、当該工事から発生する建設残土を、責任を持って処理するものとする。
2. 受注者は、和歌山県「建設発生土の処分場指定に関する要綱」に基づく指定を受けた処分場に搬出するものとする。
3. 受注者は、工事完成時に受け入れ伝票等（原本）を工事発注者に提出するものとする。

※上記2. に定める指定を受けた処分場以外の処分場に処分する場合は監督職員と協議の上、承諾を得た上で処分すること。

建設廃棄物処理特記仕様書

1. 受注者は、当該工事から発生する建設廃棄物について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの関係法令を遵守し、責任を持って処理するものとする。
2. 受注者は、工事完成時に建設廃棄物マニフェストの写し（直行型の場合A・B2・D及びE表）及び計量伝票を工事発注者に提出するものとする。

火災保険等特記仕様書

1. 受注者は、当該工事施工にあたり、下記の目的に応じた保険、及び請負業者賠償責任保険に付さなければならない。
 - (1) 保険対象は工事目的物、工事材料、支給材料とする。（ただし、基礎・杭工事及び既設対象物を除く。）
【保険等の種類： 土木工事保険（火災を含む）】
 - (2) 工事の施工に伴い第三者（対人、対物）に与えた損害を填補する保険
【保険等の種類： 請負業者賠償責任保険】
2. 上記保険の期間は、工事着手時から完成期日以後14日又は引渡までの期間とする。ただし、保険の対象物がない期間を除くことができる。
3. 受注者は、保険契約を締結した後、証券の写し又はこれに代わるものを工事着手時までに監督員に提出しなければならない。

騒音・振動対策に関する特記仕様書

1. 目的

本仕様書は建設工事に伴う、騒音、振動の発生をできる限り、防止することにより、生活環境の保全と円滑な工事の施工を図ることを目的とする。

2. 適用

本仕様書は、住民の生活環境を保全する必要があると認められる区域におけるすべての建設工事に適用することを原則とする。ただし、災害その他の事由により緊急を要する場合は、この限りではない。

3. 遵守する法令

騒音、振動対策の施工にあたっては、騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例、その他の生活環境の保全等に関する県条例及び橋本市環境保全条例（平成18年橋本市条例第159号）を十分理解しておくこと。

4. 対策の主な基本事項

- 1) 騒音、振動対策については、騒音、振動の大きさを下げるほか、発生期間を短縮するなど全体的に影響が小さくなるよう次の事項について検討すること。
 - (1) 低騒音、低振動の施工法の選択
 - (2) 低騒音型建設機械の選択
 - (3) 作業時間帯、作業方法の設定
 - (4) 騒音、振動源となる建設機械、設備の配置

2) 建設機械の運転については以下に示す配慮を行うこと。

- (1) 現場管理等に留意し、不必要な騒音、振動を発生させない。
- (2) 建設機械等は、整備不良による騒音、振動が発生しないように点検、整備を行う。
- (3) 作業待ち時には、建設機械等のエンジンをできる限り止め、不必要な騒音、振動を発生させない。

5. 特定建設作業の届出の報告

騒音規制法、振動規制法の第14条第1項の規定及び和歌山県公害防止条例の第36条第1項の規定により、特定建設作業開始の日の7日前までに届出した「特定建設作業実施届出(副・生活環境課受付済のもの)」の写しを監督員に速やかに提出すること。

レディーミクストコンクリート特記仕様書

1. レディーミクストコンクリートへの加水は、コンクリートの性能を著しく変化させるため、行ってはならない。
2. また、加水の意識が無い場合でも、製造工場から工場現場到着までの間に、アジテータ車のホッパ部分（車両後部上方にある、コンクリートの投入口）に付着したコンクリートを水洗いする行為は、洗浄水がドラム内に流れ込むため、加水行為と同様であり行ってはならない。やむを得ず洗浄する必要がある場合は、水を使用せずエアータブブラシ等で行うこと。
3. シュート等の洗浄に使用した洗浄水を受けた袋（洗い袋）を、アジテータ車のシュート部分等（積載のために設備された場所以外）に吊り下げたまま道路を走行することは、道路交通法（第55条）に抵触するため行ってはならない。
4. 洗い袋に入った洗浄水をアジテータ車のドラム内に戻す行為は、高所作業となり（高さ2メートル未満の箇所を除く）、労働安全衛生規則（第518条）に抵触するため行ってはならない。ついては、洗浄水の処理は、現場にピット（槽）やベッセル（銅製箱）等を設置した上で適正に処理を行うか、作業床（足場等）を設け、洗い袋に入った洗浄水をドラム内に戻すものとする。ただし、やむを得ずこれらが設置できない場合で、安全帯を適切に使用し、洗浄水をドラム内に戻す場合は除く。
また、ドラム内に戻した洗浄水は、レディーミクストコンクリートと混ざることがないように、製造工場等で排出し、適正に処理を行うこと。
5. アジテータ車に積載するコンクリートは、車両ごとに定められた、積載重量の制限を越えることのないよう、十分注意すること。
6. レディーミクストコンクリート製造工場の認定について
 - ①受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場（改正工業標準化法（平成16年6月9日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証期間）により認証を受けた工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した全国統一品質管理監査基準に基づく監査に合格した工場から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いるものとする。（建築工事でⅡ類のレディーミクストコンクリートを使用する場合を除く。）
 - ②受注者は、上記によらない場合には、その理由を明記した「レディーミクストコンクリートに関する調達調書」を提出し、監督員の確認を得なければならない。また、土木工事施工管理基準等における品質管理基準に示されるコンクリートの施工に関する試験頻度を2倍にするものとする。
 - ③受注者は、監査に合格した工場からレディーミクストコンクリートを調達した場合であっても、加水行為等により品質管理が適切に行われなかったことが判明した場合、以降の調達については、品質管理を適切に実施されていることが確認されるまでの間、当該工場からは、行わないものとする。

週休2日工事に関する特記仕様書

本工事は発注者指定型週休2日工事であるため、下記事項のとおり「完全週休2日（土日）」の達成に向け取り組むものとする。

1. 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）とは、工事着手日（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日から工事完成日（完成通知書を提出した日）までの期間において、全ての週の土日を現場閉所に指定し、土日の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所（現場休息※）することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所（現場休息）日を指定するものとする。

※現場休息とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

2. 週休2日工事の実施状況報告

週休2日工事の実施状況の報告について、実施工程表、工事日誌等により監督員へ適宜提出すること。

3. 工事成績評価について

「完全週休2日（土日）」が達成された場合は、「橋本市請負工事成績評価」において、当該項目を評価対象とし、達成状況により評価する。

4. その他

受注者は週休2日工事の対象工事であることを工事現場内の公衆の見やすいところに掲示するものとする。

（掲示の例）

「週休2日工事に取り組んでいます」
この工事は、建設現場の働き方改革を推進するため、週休2日に取り組んでいます。

現場閉所予定
原則土曜日、日曜日

発注者 橋本市 建設部 まちづくり課
受注者 ○○○○

現場代理人の兼任に関する特記仕様書

1. 現場代理人の兼任について

受注者は、次の要件を全て満たす建設工事で、同一の現場代理人が工事現場の運営・取締りする上で支障がない場合は、現場代理人の兼任を発注者に申し出ることができる。

- （1）兼任する工事の請負金額が4,500万円（建築工事一式は9,000万円）未満であること。
ただし、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事については、請負金額の制限は設けない。
- （2）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- （3）兼任する工事の件数が3件以内であること。
- （4）兼任する工事の現場が橋本市内であること。
- （5）兼任する工事が全て市発注工事であること。
- （6）発注者または監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

2. 書面による提出書類

- （1）現場代理人の兼任届出書
- （2）兼任する別途工事のコリンズの写し、特記仕様書等、兼任要件を確認できる資料

3. その他留意事項

- （1）上記によって、建設業法第26条第3項に基づく主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではありません。専任を要する技術者との兼任にあたっては、兼任が可能となる条件等を確認してください。
- （2）適用日より前に受注契約を行った工事にも適用します。
- （3）施工中の工事において、新たに受注契約を行った工事で兼任を行う場合は、工事打合簿等で確認を行うこと。

特記仕様書

1. 適用

本仕様書は、令和 8 年度 第 401 号 三石台中央公園遊具等設置工事に適用する。

2. 施工の原則

- 1) 受注者は、本市請負契約書、設計図書並びに「土木請負工事必携」等を厳守し、本仕様書に基づいて誠心誠意工事の遂行に努力し、契約期間内に完成しなければならない。
- 2) 本仕様書及び設計図書に明記していない事項並びに疑義の点は、すべて本市監督員の指示に従わなければならない。
- 3) 本仕様書及び設計図書に明記していない事項といえども、工事施工上本市監督員が判断して当然必要な仕事は、受注者の負担において施工しなければならない。

3. 施工計画

- 1) 受注者は、あらかじめ工事施工の順序、方法等について本市監督員の承認を受けるとともに、施工計画書等必要な書類を契約後速やかに提出しなければならない。(工程表は14日以内)
- 2) 受注者は、工事着手前に施工区間の住民に対して、本市監督員の指示によって広報し、地元住民と協調を計らねばならない。
- 3) 受注者は、工事着手前に本市監督員と協議して、警察、消防等関係機関に必ず連絡し、緊急車両及び作業車両等の通行に支障がないよう、調整を計らねばならない。
- 4) 受注者は、工事着手前に設計図書と現地関係を詳細に調査して、著しい相違を発見した場合には、本市監督員と協議しなければならない。もし協議を怠って工事に着手し、それに伴って生じた損害等は受注者の負担とする。
- 5) 本工事の使用材料は、使用前に本市監督員に承認願いを提出し、承認を得なければならない。
- 6) 受注者は工事着手に先立ち、地下埋設物、架空線、構造物(周辺構造物を含む)、道路使用状況、地盤条件等について綿密な事前調査を行い、十分実情を把握の上、工事を施工しなければならない。

4. 現場管理

- 1) 受注者は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- 2) 受注者は、工事施工中公衆の安全の為関係法令の定めるところに従い、本市監督員の承諾又は指示に従って交通誘導員、見張り人等を設置し、安全施設、標識等を整備する等交通安全対策について常に留意し、交通事故防止に努めなければならない。万一事故が発生した場合は速やかに処理を行い、遅滞などその状況を本市監督員に報告しなければならない。
- 3) 工事進入路として利用する道路は、常に良好な状態に維持するとともに、生活環境に係る被害を発生させないように注意しなければならない。
- 4) 工事施工に伴い第三者に何らかの影響を及ぼすことが懸念される場合は、事前に調査を行い施工計画を十分検討すること。万一、(井戸、家屋等)影響を及ぼした際は、受注者の責任において速やかに補修し、遅滞なくその状況を本市監督員に報告すること。
- 5) 工事に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補修費については、受注者の負担とする。
ただし、臨時にして巨額なものは除く。

5. 施工管理

- 1) 埋戻し及び整地については、公園敷地及び砂場のため真砂土や砂等適切な材料で行うこと。
- 2) 埋戻しについては、一層の突固め仕上げ厚は、30cm以下とする。路床部については、20cm以下とし、埋戻し材は良質発生土としている。現場発生土が埋戻しに適さないと見受けられた場合は、本市監督員に報告のうえ指示に従うこと。
- 3) 工事に伴って発生する残土、コンクリート殻、アスファルト殻、木屑及びその他の廃棄物の処理については、関係法令を厳守し、その取扱は「廃棄物の処理及び清掃に関する法規」に従って、適切に処理しなければならない。
- 4) 工事用道路の運行経路等には、泥等を持ち出さないよう留意すると共に既存物等については、現況を重視して維持管理に努めること。万一、損傷及び破損が生じた場合は直ちに監督員に報告し工法協議の上、受注者の責において対処すること。
- 5) 材料搬入出及び土砂等運搬は関係者と協議し承諾の上、工事に着手すること。

6. 品質管理

- 1) 本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下とし、無筋コンクリートについては60%以下とする。この規程に満たしていないものについては、ランクアップにて対応すること。これについては、設計変更の対象としない。
- 2) 鉄筋及びその他使用材料の現場内における品質管理は、その品質が低下しないように十分注意して、維持管理しなければならない。

7. 提出書類

- 1) 本仕様書記載に基づき品質管理試験表、出来高成果表、工事写真等及び本市監督員の指示する資料等については速やかに提出しなければならない。

8. 建設廃棄物等の処分

- 1) 建設廃材(工事に伴って生じた廃棄物、その他これに類する不要物)の運搬処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令を厳守し、受注業者の責任で行わなければならない。
- 2) 受注者は残土又は建設廃材の処分後に、生活環境の保全及び公衆衛生上の問題が生じた場合、自らの責任において速やかに解決しなければならない。
- 3) 残土等の処分について、環境保全上支障のない場所を選び、関係法令を厳守し、受注業者の責任で行わなければならない。
- 4) 建設副産物(アスファルト、コンクリート等)の処分は、別添『建設廃棄物処理特記仕様書』のとおりとする。

・ 施工条件の明示

1. 工程関係

(1) 近接または競合 (有・)
[説明]

番号	事業者	場所(区間)	施工予定時期	施工内容

[備考]

(2) 施工時期・時間・方法の制限 ()・無
[説明] 工事期間中は地元関係者や公園利用者に工事期間、通行規制等の有無を周知徹底すると共に、第三者に上記内容を明確にするため、工事看板を適切に設置すること。

番号	施工場所	施工時期	施工時間	施工方法
1	三石台中央公園広場内	工期内	協議による	関係者と十分協議の上施工

[備考]

(3) 関係機関との協議による制約 ()・無
[説明] 各関係機関と下記項目について調整を行った上、着手すること。

番号	関係機関名	項目	内容
1	地元区長・隣接者	着手時期及び規制方法	工事概要の説明
2	橋本市文化スポーツ振興公社	着手時期及び規制方法	工事概要の説明

[備考]

(4) 工事着手時期の指定 ()・無
[説明] 工事着手時期については、地元回覧後とする。

番号	項目	工事着手時期
1	地元回覧案内文の配布	契約後速やかに

[備考] 契約後、速やかに計画工程を立て、地元回覧用の案内文を作成すること。

(5) 地下埋設物及び埋蔵文化財の事前調査による制約 ()・無
[説明] 三石台中央公園広場内の遊具設置エリア周辺には給水管が埋設されているため、掘削前に十分な調査を行うこと。

番号	場所(区間)	項目	調査時期または移設時期
1	三石台中央公園広場内	給水管	基礎掘削前

[備考]

(6) 作業不能日数(休日等) ()・無
[説明] 本工事の工期は、雨天、休祭日、夏季休暇、年末年始休暇及び官公庁の閉庁日を見込んでいます。

(7) その他 (有・)
[説明]

2. 用地関係

(1) 工事用地に対する制約 (有・)
[説明]

番号	場所	範囲	処理の見込み時期

[備考]

(2) 工事用地使用終了後の復旧内容に関する指定 (有・)
[説明]

番号	場所	復旧内容

[備考]

(3) 工事用借地(受注者) ()・無
[説明] 施工に必要なヤード(資材置き場等)については公園内を利用してもよいが、最小限にとどめ、市監督員と協議の上行うこと。

番号	場所	期間	使用条件
1	公園内	工事に必要な期間	原状復旧

[備考]

(4) 工事用借地(発注者) (有・)
[説明]

番号	場所	期間	使用条件

[備考]

(5) その他 (有・)
[説明]

3. 公害関係

(1) 公害防止に関する指定 ()・無
[説明] 騒音規制法および振動規制法に規定される特定建設作業が伴う場合は、特定建設作を行う日数、用途地域により規制区域が異なります。該当する規制区域の把握に努め、規制基準に違反しないよう注意すること。

番号	項目	内容
1	資材等搬入時及び施工時	車両の洗浄、道路清掃、散水

[備考]

(2) 公害防止に関する施工方法の指定 ()・無
[説明] 重機やダンプトラック等における資材、残材等の搬入出時、施工時において、下記のとおり対策を講じること。

番号	項目	内容
1	資材等搬入時及び施工時	車両の洗浄、道路清掃、散水

[備考]

(3) 水替・流入防止施設の内容 (有・)
[説明]

番号	項目	内容

[備考]

(4) 濁水・湧水処理条件 (有・)
[説明]

番号	処理施設	処理条件

[備考]

(5) 事業損失防止施設 (有・)
[説明]

番号	項目	区分	調査内容

[備考]

(6) その他 (有・)
[備考]

4. 安全対策

(1) 交通安全施設の指定 (有・)
[説明]

番号	場所(区間)	内容

[備考]

(2) 近接施設による制限 (有・)
[説明]

番号	場所(区間)	施工方法等の制限

[備考]

(3) 公衆災害防止施設 ()・無
[説明] 工事施工中は工事箇所がわかるように工事箇所の明示(夜間照明等)及び第三者の立ち入り禁止措置を行うこと。また、粉塵や騒音には特に注意し、必要に応じて仮設防護柵等の対策を行うこと。

番号	項目	施工方法の制限
1	工事箇所の明示等	作業状況に応じた安全措置

[備考]

(4) 交通誘導員の配置 ()・無
[説明] 資機材の搬入出時等、必要に応じて配置すること。

番号	区間	区分	配置人数	誘導時間帯
1	公園出入口等	昼間	作業状況に適した人数	作業時間帯

[備考]

(5) その他 (有・)
[説明]

5. 仮施設関係

(1) 一般進入路 (有・無)

[説明]

番号	項目	内容

[備考]

(2) 仮設道路 (有・無)

[説明]

番号	期間	内容

[備考]

(3) 道路使用計画 (有・無)

[説明]

番号	項目	場所(区間)	協議関係機関	協議者

[備考]

(4) 仮設用水路 (有・無)

[説明]

番号	項目	場所(区間)	協議関係機関	協議者

[備考]

(5) その他 (有・無)

[説明]

6. 仮設備関係

(1) 仮設備引継ぎ条件 (有・無)

[説明]

番号	仮設備の名称	引き継ぎ時期	条件

[備考]

(2) 仮設備の構造指定 (有・無)

[説明]

番号	仮設備の名称	構造	施工方法・使用機器

[備考]

(3) 仮設備の設計条件指定 (有・無)

[説明]

番号	仮設備の名称	設計条件

[備考]

7. 建設副産物関係

(1) 建設発生土処分方法及び条件 (有・無)

[説明] 本工事において発生する土砂の処分がある場合は、別紙「建設残土処理特記仕様書」に基づき、適切に処分すること。

(2) 建設廃棄物処分方法及び条件 (有・無)

[説明] 本工事において発生する建設廃棄物の処分がある場合は、別紙「建設廃棄物処理特記仕様書」に基づき、適切に処分すること。

(3) その他 (有・無)

[説明]

8. 工事支障物件

(1) 工事支障物件 (有・無)

[説明]

番号	場所(区間)	事業者	内容

[備考]

(2) 同時(重複)施工にかかる条件 (有・無)

[説明]

番号	期間	工事内容

[備考]

(3) その他 (有・無)

[説明]

9. その他

(1) 工事用資材の保管方法 (有・無)

[説明]

番号	資材名称	保管方法

[備考]

(2) 現場発生品の取扱 (有・無)

[説明]

番号	発生品名称	数量	再使用	引渡場所等

[備考]

(3) 支給材料及び貸与品 (有・無)

[説明]

番号	品名	数量	引渡場所	引渡期間

[備考]

(4) 工事事業電力・水道の指定 (有・無)

[説明] 工事事業電力、水道が必要な場合は下記のとおりとする。

番号	名称	内容
1	関西電力	仮設費、使用料等は受注者の負担とする。
2	橋本市文化スポーツ振興公社	工事事業水道負担金及び、仮設費等は受注者の負担とする。

[備考] 水が必要な場合、公園内設置済の散水栓等を使用することが可能である。ただし、使用水量がわかるように仮設メーター等の設置を行うこと。

(5) 新技術・新工法・特許工法の指定 (有・無)

[説明]

番号	名称	内容

[備考]

(6) 部分使用 (有・無)

[説明]

番号	名称	内容

[備考]

(7) その他 (有・無)

1) 工事の「見える化」について
工事看板の設置にあたり、市民のみなさまに対し『見える化』対策として、工事概要表示を設置すること。設置にあたって、独立看板とせず、『建設業退職金共済制度適用事業主工事現場』表示標識と同様の掲示方式とする。サイズについてはA4版とする。また、様式については、総務課ホームページ(工事概要表示)に掲載されているので参考にすること。

2) 工事実績情報システム(CORINS)
受注時において工事カルテを作成し、監督員の確認を受けた上、登録すること。

3) 必要に応じて園内道路が損傷ないように養生処置等を講ずること。